

災害等に係る調査業務等の災害緊急対応等の協力に関する協定

平成28年10月

旭川市

上川調査設計協会

災害等に係る調査業務等の災害緊急対応等の協力に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と上川調査設計協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対し被災した施設等（以下「施設等」という。）の災害応急対策等の業務に関し協力を求める時の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害のほか、市民生活に重大な影響を与える事故等で、甲が応援を必要と認めるものをいう。

（要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設等の被害状況の把握に係る業務
- (2) 施設等の安全性の調査等の応急災害対策に係る業務
- (3) 災害時の情報収集等に係る業務
- (4) その他甲が必要と認めた業務

（要請の手続き）

第4条 甲は、業務を要請する場合、別紙第1号様式の災害時業務協力要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（体制の構築）

第6条 甲及び乙は、業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時における情報連絡体制を整備し、相互に共有するとともに、乙は、乙の会員についても協力実施体制を整備し、甲に通知するものとする。

（他の協定等の関係）

第7条 この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互援助等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了の1箇月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協定実施細目）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項について、甲乙間で別に協定実施細目を定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年10年17日

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



乙 旭川市4条西2丁目1番14号
上川調査設計協会

会長 千葉 新



災害時業務協力要請書

上川調査設計協会
会長

様

旭川市長

印

災害等に係る調査業務等の災害応急対策等の協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請日時	
災害状況	
要請期間	
要請場所	
要請内容	
要請担当者	担 当 部 課 職氏名 電話等
備 考	

災害時協力業務実施報告書

旭川市長

印

上川調査設計協会会員

印

災害等に係る調査業務等の災害応急対策等の協力に関する協定実施細目第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告日時	
報告状況	
実施期間	
実施場所	
実施内容	
報告担当者	担当 職氏名 電話等
備考	

